

国会公契第 35 号
国官技第 295 号
国営管第 481 号
国営整第 154 号
国港総第 621 号
国港技第 106 号
国空予管第 1291 号
国空空技第 457 号
国空交企第 287 号
国北予第 44 号
令和 5 年 2 月 14 日

大臣官房官庁営繕部	各 課 長	殿
各 地 方 整 備 局	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿
	港 湾 空 港 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
北 海 道 開 発 局	事 業 振 興 部 長	殿
	営 繕 部 長	殿
各 地 方 航 空 局	総 務 部 長	殿
	空 港 部 長	殿
	保 安 部 長	殿
国 土 技 術 政 策 総 合 研 究 所	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿
	管 理 調 整 部 長	殿
国 土 地 理 院	総 務 部 長	殿
	企 画 部 長	殿

国 土 交 通 省

大 臣 官 房 会 計 課 長
大 臣 官 房 技 術 調 査 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 管 理 課 長
大 臣 官 房 官 庁 営 繕 部 整 備 課 長
港 湾 局 総 務 課 長
港 湾 局 技 術 企 画 課 長
航 空 局 予 算 ・ 管 財 室 長
航 空 局 航 空 ネットワーク部空港技術課長
航 空 局 交 通 管 制 部 交 通 管 制 企 画 課 長
北 海 道 局 予 算 課 長
(公 印 省 略)

「令和5年度設計業務委託等技術者単価について」及び「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」の運用に係る特例措置について

「令和5年度設計業務委託等技術者単価について」（令和5年2月14日付け国官技第289号、国港技第97号、国空空技第438号）により、令和5年3月から適用する設計業務委託等技術者単価（以下「新技術者単価」という。）が決定されたところである。

また、「令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和5年2月14日付け国不建キ第40号、国港技第99号）により、令和5年3月から適用する公共工事設計労務単価（以下「新労務単価」という。）が決定されたところである。

これに伴い、労務単価等の取扱いに関し、下記のとおり特例措置を定めたので、取扱いに遺漏なきよう措置されたい。

記

第一 措置の概要

新技術者単価及び新労務単価の決定に伴い、第二に定める建設コンサルタント業務等（「建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和45年12月10日付け建設省厚第50号）第3各号に定める業務、「官庁営繕部建設コンサルタント業務等請負業者選定事務処理要領」（昭和53年11月21日付け建設省営管第383号）第3各号に定める業務並びに「契約業者取扱要領」（昭和55年12月1日付け港管第3722号）にいう測量、調査及び建設コンサルタント等をいう。以下同じ。）の受注者は、別表に掲げる規定に基づく業務委託料の変更の協議を請求することができるものとする。

第二 具体的な取扱い

令和5年3月1日以降に契約を締結する建設コンサルタント業務等のうち、予定価格の積算に当たって、「令和4年度設計業務委託等技術者単価について」（令和4年2月18日付け国官技第276号、国港技第83号、国空空技第323号）において定められた設計業務委託等技術者単価及び「令和4年3月から適用する公共工事設計労務単価について」（令和4年2月18日付け国不建キ第27号、国港技第84号）において定められた公共工事設計労務単価を適用したものについては、次の方式により算出された業務委託料に契約を変更するものとする。

$$\text{変更後の業務委託料} = P_{\text{新}} \times k$$

この式において、「 $P_{\text{新}}$ 」及び「 k 」は、それぞれ次に掲げるものとする。

$P_{\text{新}}$ ：新技術者単価、新労務単価及び当初契約時点の物価による積算に係る予定価格に相当する価格

k ：当初契約の落札率

第三 その他

落札者決定通知後の建設コンサルタント業務等にあつては、落札者に対し本特例措置に基づく対応が可能となる場合があることを説明した上で契約を締結するものとする。

別 表

- (1) 土木設計業務等委託契約書の制定について」(平成7年6月30日付け建設省厚契発第26号) 別冊土木設計業務等委託契約書第58条
- (2) 「設計・測量・調査等業務標準契約書の制定について」(平成8年2月29日付け港管第444号) 別冊設計・測量・調査等業務契約書第59条
- (3) 「建築設計業務委託契約書の制定について」(平成10年10月1日付け建設省厚契発第37号) 別冊建築設計業務委託契約書第63条
- (4) 「官庁営繕部所掌の建築設計業務委託契約書の制定について」(平成10年10月1日付け建設省営管発第335号) 別冊建築設計業務委託契約書第63条
- (5) 「建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成13年2月15日付け国官地第3-2号) 別冊建築工事監理業務委託契約書第50条
- (6) 「官庁営繕部所掌の建築工事監理業務委託契約書の制定について」(平成13年2月15日付け国営管第7号、国営技第2号) 別冊建築工事監理業務委託契約書第50条
- (7) 「調査・測量等業務契約書について」(平成22年10月29日付け国空予管第628-2号) 第58条
- (8) 「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る調査業務請負契約書の制定について」(平成23年1月17日付け国営管第396号) 別冊調査業務請負契約書第56条
- (9) 「官庁営繕部所掌の建設コンサルタント業務等に係る業務契約書の制定について」(平成23年1月17日付け国営管第397号) 別冊業務契約書第46条
- (10) 「発注者支援業務標準契約書の制定について」(平成24年1月10日付け国地契第64号、国北予第28号) 別冊発注者支援業務委託契約書第59条
- (11) 「発注者支援業務標準契約書の制定について」(平成24年1月27日付け国港総第577号) 別冊発注者支援等業務契約書第61条

(別紙) 特例措置手続き

「令和5年度設計業務委託等技術者単価について」等の運用に係る
特例措置についての手続等について

このことについて、下記のとおり取り扱うこととする。

記

1 受注者との協議

委託料の変更額については、発注者と受注者が協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合にあっては、発注者が定め、受注者に通知する。

なお、当該協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、当該請求を受けた日から7日以内に発注者が協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。

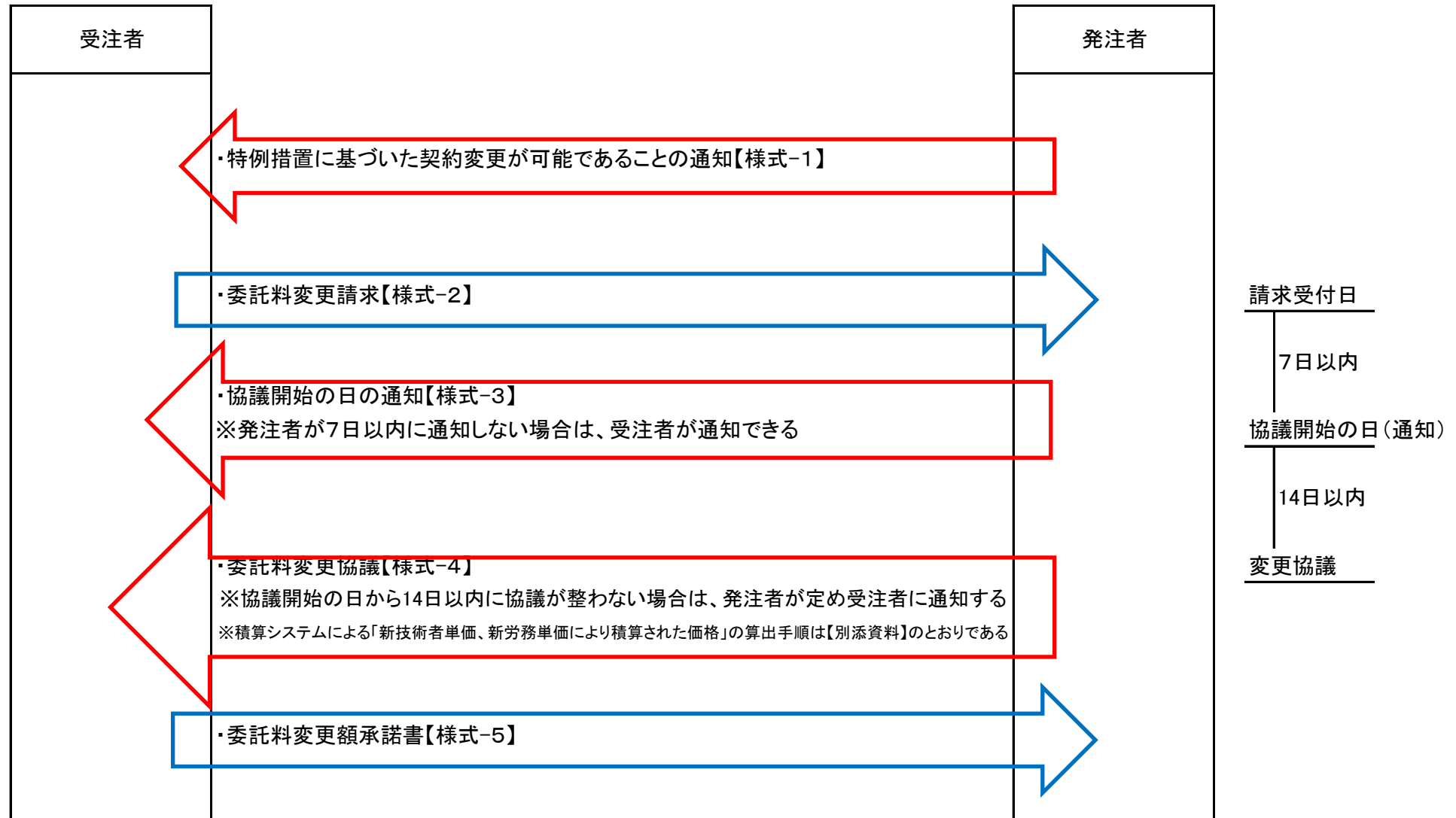
2 委託料変更の手続き

「(別紙)フロー図」のとおりとする。

なお、発注者は委託料変更額承諾書を受領した後、受注者がその変更額に基づいて予算及び工程を管理することを考慮すれば速やかに変更契約を行うことが望ましいが、様式4及び5によって変更額を受発注者が相互に確認しあっていることから精算変更時にあわせて変更契約を行うこともできる。

(別紙)フロー図

「令和5年度設計業務委託等技術者単価について」等の運用に係る特例措置による業務委託料変更手続きフロー



発注者は委託料変更額承諾書を受け取り、速やかに変更契約を行うことが望ましいが、精算変更時にあわせて変更契約を行うこともできる。